

刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、市内の各家庭より排出された生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理機器の購入に対し交付する刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象機器)

第2条 補助対象となる生ごみ処理機器（以下「補助対象機器」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、1世帯につきそれぞれ1基とし、補助対象機器の買換えについては、前回購入した日から3年を経過したものとする。

(1) 生ごみを単に粉碎するだけでなく加熱、バクテリア等による分解等の方法により、減量し、又は消滅させる機器で、耐久性があり衛生的で水分等が漏れない構造のもの

(2) 容量が70リットル以上で底部がなく上部にふたがある機器で、悪臭、害虫等が外部に発散することのない構造及び材質で、生ごみのたい肥化が促進できるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、次条に規定する指定店で補助対象機器を購入したものとする。ただし、市が賦課徴収を行う税金を滞納している者を除く。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に共同住宅を所有する者

(3) 市内に共同住宅を建設する事業者

(指定店)

第4条 指定店は、市内に所在する販売店で、市長があらかじめ承認したものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、刈谷市生ごみ処理機器販売指定店承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、

刈谷市生ごみ処理機器販売指定店承認書（様式第2号）を交付する。

4 前項の承認書の記載内容に変更が生じた場合は、第2項の規定を準用する。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

（1）第2条第1号のものについては、1基につき販売価格の2分の1とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、当該販売価格の2分の1の額が3万円を超えるときは、3万円を限度とする。

（2）第2条第2号のものについては、1基につき販売価格の2分の1とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、当該販売価格の2分の1の額が5,000円を越えるときは、5,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象機器の購入日後90日以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出し、又は電子情報処理組織（刈谷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第2号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により市長に申請しなければならない。

（1）第3条第1号に掲げる者 刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（様式第3号）

（2）第3条第2号又は第3号に掲げる者 刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（共同住宅用）（様式第4号）

2 前項の規定による補助金の交付申請を行う場合は、領収書（申請者の氏名、購入店名、購入品目及び購入日が明記されているもの）の写しを添付しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第10条の規定による実績報告は、前条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に購入した生ごみ処理機器について適用し、同日前に購入した生ごみ処理機器に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。